

8 | 年金(2)

— 被保険者，保険料，保険者 —

《本章の学習目標 & ポイント》 本章では，まず現在の年金制度の体系をつかんだ上で，すべての国民を対象とする国民年金について被保険者に関する適用ルールとともに，その3種類に分かれた被保険者種別に応じた保険料負担のルールを学ぶ。そして勤め人を対象とした厚生年金における被保険者とその負担する保険料のルールについても学ぶ。

さらに年金の保険者が国となっている理由などについても学ぶ。

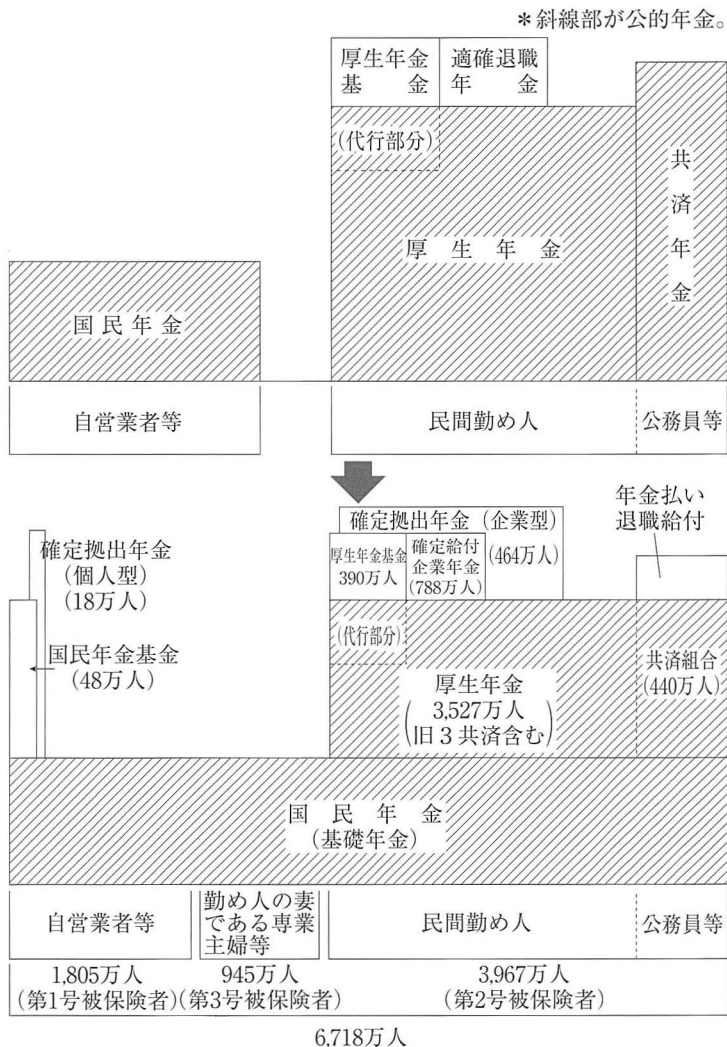
《キーワード》 国民年金の第1号被保険者，第2号被保険者，第3号被保険者，保険料，厚生年金の被保険者，日本年金機構

1. 年金制度の全体像

1986年の基礎年金の導入によってそれまで縦割りだった日本の年金制度は根底から再編成され，さらに被用者年金についても2015年10月からは共済年金が厚生年金に一元化された。その変化の前後の姿と，現在の日本の年金制度の全体像を次頁の図8-1で確認しておこう。

まず国民年金は，20歳になったらみんなが加入する基礎的な制度で，1階部分とも呼ばれる。加入する被保険者は第1号から第3号まで分かれていて，それぞれ対象者の要件と保険料負担のルールが異なる。全体で約6700万人が加入しており，要件を満たすと個人単位で定額の基礎年金を受給する。

次に民間の事業所に勤めている被用者は厚生年金にも加入し，給与や



(注) 数値は2014年3月末現在。ただし共済組合および厚生年金基金は2012年3月末現在。

図8-1 日本の年金制度の体系図

(出所) 椋野美智子・田中耕太郎「はじめての社会保障第12版」を一部改変。

賞与の一定割合を保険料として納め、要件を満たすと報酬比例の厚生年金を受け取る。加入者は約 3500 万人いる。公務員は、別にこれと似たしくみの共済組合という制度に加入していたが、2015 年 10 月からは厚生年金に統合されたので、これを含めると厚生年金の加入者は約 4000 万人になる。これらの被用者を対象として報酬比例の年金を給付する厚生年金などのしくみを 2 階部分と呼ぶこともあり、ここまでが公的年金とされ、対象者は法律に基づき加入が義務づけられている。

年金制度には、この公的年金以外に、企業単位で労使の協議によって設立される企業年金や、個人が加入する個人年金などの付加的な年金もあり、公的年金を補完して老後の生活を支えるものとして重要だが、基本的には本人や事業所の協議に基づいて設立され加入するもので、公的年金には含まれない。

2. 被保険者と保険料

(1) 国民年金

すでに前章で述べたように、1986 年の基礎年金の導入以降、日本に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満のすべての人は国民年金の被保険者とされるが、その資格は以下のように 3 種類に分類され、保険料負担のルールも異なる。なお、1986 年の改正前の（旧）国民年金には制度創設当初はいわゆる国籍条項といわれる要件が設けられており、加入の対象となるのは日本に住所を有し日本国籍を有する人とされていた。しかし、この条項は国連の難民条約の批准に伴う国内法の整備により、1982 年 1 月から撤廃された。

1) 第1号被保険者

①要件

1961年にできた(旧)国民年金が加入対象としていた人たちで、日本に住所を有する20歳以上60歳未満であって、第2号被保険者にも第3号被保険者にも該当しない人、つまり厚生年金の被保険者本人およびその被扶養配偶者以外のすべての人をいう。具体的には、農業、自営業、無職者、学生などがこれに該当する。

②保険料

個人単位で毎月15,590円(2015年4月から)を納付する。なお、金額は16,900円(2004年度価格)になるまで、毎年280円(2004年度価格)ずつ引き上げられる。

③保険料の全額または一部免除

第1号被保険者の要件に該当する人はすべて強制加入とされるため、なかには無職・無収入あるいは低収入でこの保険料の全部または一部を負担できない人もいる。このため、生活保護世帯のように収入がないことが明らかな場合や障害基礎年金受給者は、特に申請をしなくても法律上当然に保険料全額が免除される(法定免除)。それ以外にも所得が低い場合申請して要件に該当すれば保険料の全部または一部が免除される(申請免除)。申請免除は、その収入に応じて全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除というようにきめ細かい段階に区分されている。

国民全員を対象とした国民年金ではあっても、日本の場合には拠出制の年金であるため、保険料免除を受けた場合には、その割合に応じて受け取る老齢基礎年金の額は減額される。それでも基礎年金の給付費の2分の1は保険料を納付した人も含めてすべての人について国庫負担され

ていることから、この国庫負担分と納めた保険料の割合に応じた金額はしっかり受け取れる。また、免除期間中に万が一障害になり、あるいは死亡した場合には、満額の障害基礎年金や遺族基礎年金が支給される。これらの点で、免除の手続きをせず本来は負担できるはずの保険料を怠った保険料未納や滞納とはまったく扱いが異なるので注意する必要がある。

④学生等の納付特例制度

1989年改正により、学生についても年金保障を確実にするため、それまでの任意加入が改められて20歳になれば強制加入とされたが、学生には本来は収入がない。このため、学生については、学生納付特例という制度が設けられ、学生本人の所得が一定額（年間所得118万円—アルバイト収入でいうと年収194万円）以下であれば、毎年度申請して承認されれば保険料納付が猶予される。

これが免除と異なるのは、学生の場合、現在は収入がないので保険料を納めなくても手続きさえきちんとしておけば、例えばその間に事故にあって障害になった場合でも満額の障害基礎年金の保障が行われるが、本来納付すべき月から10年以内に保険料を追納しない場合には、将来受け取る老齢基礎年金はその期間分が保険料未納期間と同じく全額減額され、国庫負担分も年金に結びつかない点だ。これは、免除事由に該当する場合と異なり、学生の場合、今は収入がないが、将来は大学などを卒業して就職し収入を得ることを予定しているのだから、そうなったら遡って学生時代に未納であった保険料も払えるようになるはずだし、払ってほしい、という考えだ。

2004年の改正で、学生以外にも30歳未満の若者について、フリーターなどで収入が低い場合には同じような扱いをするしくみが導入されている。さらに2014年の年金事業運営改善法により、このしくみが2016年

7月からは50歳未満に拡大することとされている。

2) 第2号被保険者

①要件

民間企業の勤め人や公務員など、厚生年金の被保険者である被用者本人がこれに該当する。この人たちは、勤め先の事業所単位で厚生年金の被保険者になるが、それと同時に国民年金の第2号被保険者になる。これは1986年の基礎年金の導入により、従来の厚生年金の定額部分が夫と妻それぞれの基礎年金に組み替えられたため、このうち被用者本人の基礎年金の受給権を根拠づけるための被保険者資格だ。

②保険料

このように、この資格が設けられた経緯から論理的に理解できるように、第2号被保険者は報酬比例の厚生年金の保険料だけを納めていればよく、別途さらに定額の国民年金保険料を納める必要はない。第2号被保険者に支給される基礎年金の費用は、給付時に、厚生年金の保険料のうちの一部が国民年金の中の基礎年金の勘定に繰り入れられて支払われているのだ。このようなしくみは、図8-2の基礎年金の財政のしくみに関するフロー図で確認しておいてほしい。

3) 第3号被保険者

①要件

第3号被保険者とは、第2号被保険者、つまり厚生年金の被保険者の配偶者であって、主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもののうち、20歳以上60歳未満の人をいう。よくサラリーマンの専業主婦といわれるもので実際にも妻の場合がほとんどだが、法律上は性別

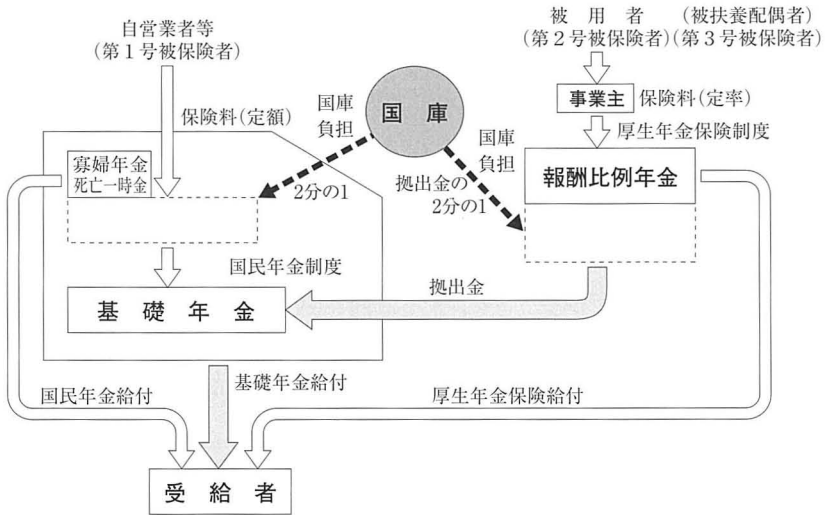


図 8-2 基礎年金の財政のしくみ

の区別はなく、専業主夫でもかまわない。配偶者によって主として生計を維持する、つまり扶養されていると認定されるためには、健康保険における家族被扶養者の基準と同じで、年収が130万円未満であることが必要とされる。

②保険料

第3号被保険者は、基礎年金が導入されたときの経緯から明らかなように、もともと給与から保険料を負担して老後に被扶養配偶者がいる場合には老夫婦2人の生活に充てる費用として支給されていた夫名義の厚生年金のうち、定額部分に配偶者加算を加えた金額に相当するものを夫と妻それぞれ個人の基礎年金に組み替えたことに伴い、この妻の基礎年金を根拠づけるために設けられた被保険者資格だ。だから、それ以前の

被用者世帯の負担がそうであったように、第3号被保険者は届け出さえすれば保険料を納付する必要はない。

しかし、保険料負担の結果だけを見ると、同じ専業主婦でも農業や自営業の妻は毎月15,590円の保険料を40年間納めて初めて65歳から満額の老齢基礎年金を受け取れるのに対して、勤め人の妻は1円も保険料を納めなくても満額の老齢基礎年金を受け取れるのは不公平だとして、いわゆる「第3号被保険者問題」として批判が強い。

これは一見そのとおりだが、すでに述べたように、じつは厚生年金の一部をもととの国民年金を支えるために基礎年金として個人単位ですべての国民に共通のしくみに組み替えたことに由来するものだ。したがって、第3号被保険者の基礎年金の財源は、第1号被保険者が負担しているのではなく、第2号被保険者に対する基礎年金の費用と同じく、厚生年金の保険料として集められた資金の中から国民年金の基礎年金の勘定に繰り入れられて支払いに充てられている。

ちなみに、厚生年金の保険料から第2号および第3号被保険者の基礎年金の費用として拠出された額を差し引いた残った資金が、勤め人本人の報酬比例の厚生年金の支払いの費用に充てられる。これも図8-2の基礎年金の財政のフロー図で確認しておこう。

以上の説明は、賞与を含む月額換算の平均給与（約43万円）の勤め人は、厚生年金の保険料率が約18%なので、事業主折半負担分も含めて毎月約7.6万円の保険料を納めていることと、第1号被保険者が納める保険料は夫婦合わせても約3.1万円であることを比較すれば容易に理解できるだろう。

(2) 厚生年金

1) 被保険者

厚生年金は, もともとは健康保険と同様に, 民間の適用事業所に雇用されている人を対象として適用され, その範囲も同じであった。昔は適用対象の業種も限られたり規模も一定規模以上だったりしたが, 徐々に適用事業所の範囲が拡大され, 現在では, 飲食店など一部のサービス業などが適用除外されているほかは, ほとんどの業種が対象とされている。また規模については常時5人以上の従業員を使用している事業所が適用対象とされるが, 法人の場合には5人未満の零細な規模でも業種を問わずに適用される。そして適用事業所に雇われている70歳未満の勤め人が厚生年金の被保険者とされていた。

これは基本的に現在でも変更ないが, 社会保障と税の一体改革の一環として立法化された, 2012年の被用者年金一元化法により, 2015年10月以降は, 国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の組合員, 私立学校教職員共済制度の加入者も, それまでは厚生年金の適用対象から除外されていたものが改正され, 厚生年金の被保険者とされた。

これに伴い, 厚生年金の被保険者資格は次の4種類に分けられた。

第1種厚生年金被保険者: 従来 of 民間の適用事業所に雇用される厚生年金の被保険者

第2種厚生年金被保険者: 国家公務員共済組合の組合員

第3種厚生年金被保険者: 地方公務員共済組合の組合員

第4種厚生年金被保険者: 私立学校教職員共済制度の加入者

そして, 2004年の年金制度改正により, それ以降, 厚生年金を含めて各制度ともその保険料率が毎年0.354%ずつ引き上げられているが, いずれの制度も保険料率の上限が18.3%の水準に到達した時点で完全に統一される。また, 遺族年金の転給など, わずかに残っていた差異も, 基本

的に厚生年金に合わせて統一された。

ただし、公務員等の健康保険に相当する短期給付は依然として共済組合が保険者として独立して実施することとなっており、共済組合制度自体は存続している。そして、公的年金部分である厚生年金についても、実際の被保険者資格の確認、保険料徴収、資産運用、年金受給権の裁定、支払などの業務は、改正後も、政府と連携を取りながら各共済組合等が実施することとされている。

2) パート勤務への適用除外

適用事業所に雇用される従業員は厚生年金の被保険者とされるが、このルールの重要な例外がパートタイムで働く勤め人だ。適用事業所に雇われている従業員であっても、1日または1週間の勤務時間あるいは1ヶ月の勤務日数がそれぞれその事業所の一般の従業員の4分の3未満のいわゆるパート勤務の人は、健康保険と同じく厚生年金も適用されない。

パートタイムのような非正規雇用が増大している今日、このような扱いが女性の雇用の拡大を阻害し、その老後の保障をしっかりとしたものにするためにも厚生年金を適用すべきだとする意見も強い。このため、流通業界などパート勤務の人を多く雇っている経済団体などの根強い反対もあったが、社会保障と税の一体改革の一環として2012年に成立した年金機能強化法により、パート勤務の人への厚生年金と健康保険の適用拡大が図られた。具体的には、次のすべての基準を満たした場合には、パート勤務であってもこれらの制度が適用されることとなり、2016年10月から施行される。

- ① 週 20 時間以上勤務
- ② 給与月額 8.8 万円（年収 106 万円）以上
- ③ 1 年以上勤務予定であること

④学生でないこと

⑤従業員 501 人以上の企業が対象

これにより新たに適用される人は 25 万人程度と推計されており, その効果はごく限定的だが, 施行から 3 年以内に検討を加え, その結果に基づき, さらに必要な措置を講じることとされており, これからも引き続きそのあり方については議論を深めていく必要がある。

3) 保険料

厚生年金の保険料は報酬比例で, 給与(報酬)と賞与(ボーナス)の額に一定の率(2015年9月で17.828%)を乗じたものである。そして, この乗率は18.3%になるまで毎年0.354%ずつ引き上げられる。

「報酬」とは, 賃金, 給料, 俸給, 手当, 賞与その他いかなる名称であるかを問わず, 勤め人が労働の対償として受けるすべてのものをいう, とされる。ただし, 3ヶ月を超える期間ごとに受け取るものは, 報酬ではなく「賞与」とされる。

保険料計算の基礎となる給与は, 一定の幅でもって第1級9万8,000円から第30級62万円までの30の標準報酬月額等級に置き換えられ, これに保険料率を乗じて決められた保険料を被保険者本人と事業主(会社)が折半負担し, 全額を事業主が毎月, 日本年金機構の年金事務所に納める。

標準報酬月額は第30級が上限額で, これ以上いくら高い給与を得ても保険料算定上は62万円で計算される。同様に賞与についても1回につき150万円が上限とされる。

3. 保険者

年金制度は保険料として金銭を集め, 運用し, 年金として金銭を給付

するしくみであり、医療や介護と違ってサービスを給付するわけではなく、地域性もない。また、加入から給付を終えるまで数十年を超える非常に長期の保険であり、その間の企業の盛衰や産業構造の変化、物価・賃金水準の変動や金融市場の変化など、国の経済社会の大きな変動を乗り越えて安定的に運用される必要がある。

このため、保険者はできるだけ大きな規模であることが望ましく、国民年金も厚生年金も保険者は国とされている。

国においては、厚生労働省の外局である社会保険庁が実際には保険者としてその業務を行っていたが、いろいろな不祥事について批判が高まり、2009年末で廃止された。そして厚生年金と健康保険の事業所の適用と保険料徴収の業務や年金記録の管理、受給権の裁定、年金の支払いなどの業務を実施するために、法律に基づく特別な公法人として「日本年金機構」が設立され、2010年1月1日からはここが年金に関する実際の業務を運営している。

演習問題

1. 日本の年金制度の特徴である国民皆年金のしくみについて説明してみよう。
2. 国民年金の3つの被保険者種別について, それぞれ誰が該当するか, そしてそれぞれの保険料負担のルールについて確認しよう。
3. 厚生年金の適用対象とその保険料負担のルールについて確認しよう。

参考文献

厚生労働省『厚生労働白書』各年板